

# 地方分権の時代を開く

さんみいったい

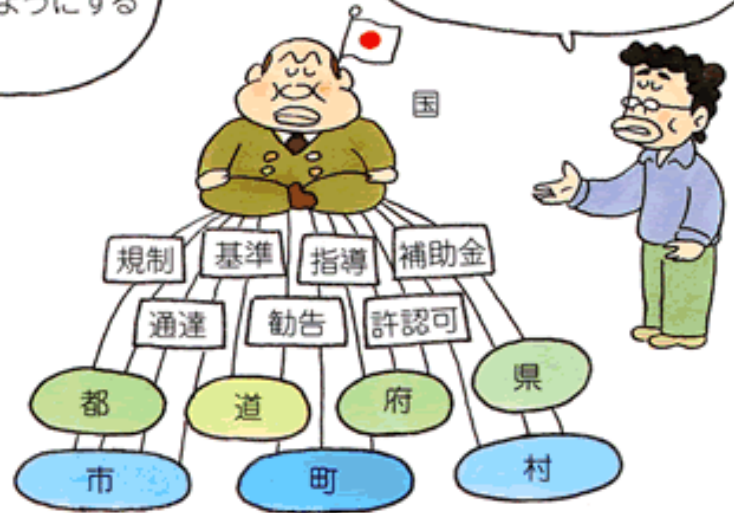
## 真の三位一体の改革



今まで国が持っていた権限や財源を  
県や市町村に移して  
地域のことは地域で決められるようにする  
それが地方分権だったね



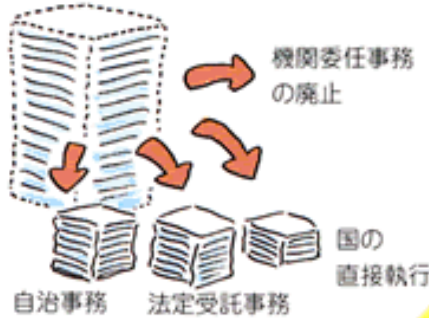
これまでの地方行政は  
国にコントロールされて  
がんじがらめだった



それを  
改めるため…



### 国と地方の事務の見直し



### いろいろな規制等の 廃止や緩和



そして  
いよいよ肝心の  
お金の問題



### 国の「関与」の見直し

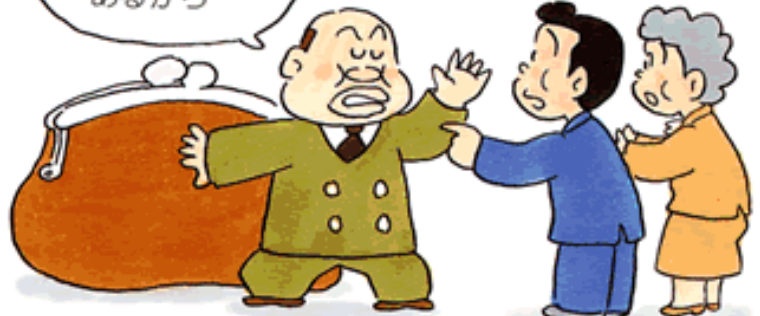
対等に  
なりますね

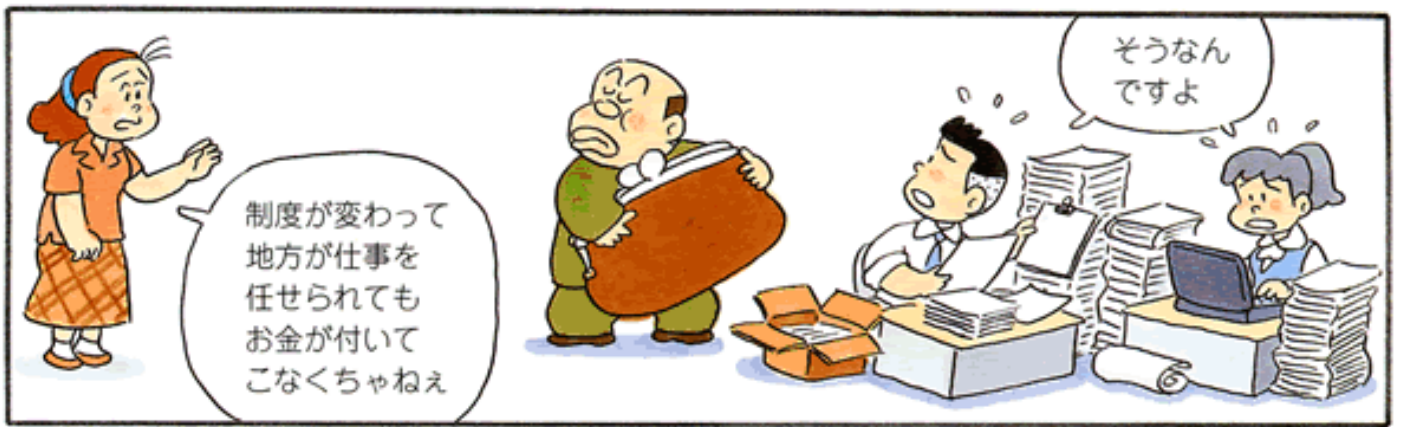


そうなんだ  
財源の問題は  
手つかずのまま  
なんだなあ



いろいろ  
難しい問題が  
あるから





これが本来の三位だね

国から地方への税源の移譲

それに伴う国庫補助負担金の廃止・縮減

地方交付税の見直し ※

国庫補助負担金っていわゆる地方への補助金ね

※地方交付税 本来地方の固有の財源であるが、法令で義務付けられた仕事に必要な地方公共団体の財源を保障するとともに、団体間の財源の不均衡を調整するため、国が地方に代わって徴収し配分している税です

国に納める税金を減らして地方に納める税金を増やすそれに伴い使いみちにいろいろ面倒な条件が付く補助金を減らす

地方が自由に使えるお金を増やそうというわけね

そして、できるだけ補助金や地方交付税に頼らないで済む地方財政をつくる

自分の力で

なるほどでも補助金だけ減らして代わりの財源が来ないと地方の事務や事業がとどこおっちゃうよ

その通り

言うじゃんか

補助金の削減のみが優先され税源移譲が先送りされると住民への行政サービスができなくなります

それ困るわ

国庫補助負担金と規制を見直し、地方の自由度を高めることでこんなことができます

【社会保障の分野】  
 例えば 保育所などを活用したデイサービス施設や民家や空き店舗を活用したグループホームなど地域の実情にあった低コストできめ細かな福祉サービスが行えます

例えば 老人の介護施設について規模等の制限がなくなり特色のある施設をつくることができます

【教育の分野】  
 例えば 社会教育目的でしか使えなかった公民館に地域の児童館やお年寄りのためのミニデイサービスを併設できます

例えば 少人数教育や、障害のある子とそうでない子が一緒に学べる学級など、多様な教育に向けた選択が広がります



地方に納める税金が増えればOKなの？

そうは簡単にいかないんだ

そうか人口が多くて経済が活発な地方は収入も多いけどそうじゃない地方は収入が確保されないこともあるわよね

あっちの方が住みやすそう

大きな都市があって税金が多いんだよ

いいなあ

補助金を廃止して国の税金を地方へ移しても地方によって税収のばらつきが生まれてきちゃう

この税源のばらつきを調整しどこに住んでいても標準的な水準の行政サービスを受けられるようにするのが地方交付税の役割というわけだ

地方税と地方交付税をうまく組み合わせて必要な財源を確保すればいいのね

でも、こんな時だから国も地方も節約と行財政改革が必要よね

財政事情が厳しいから経費を切り詰めてよ

すでに徹底してやってます国もやってくださいよ

### 【公共事業の分野】

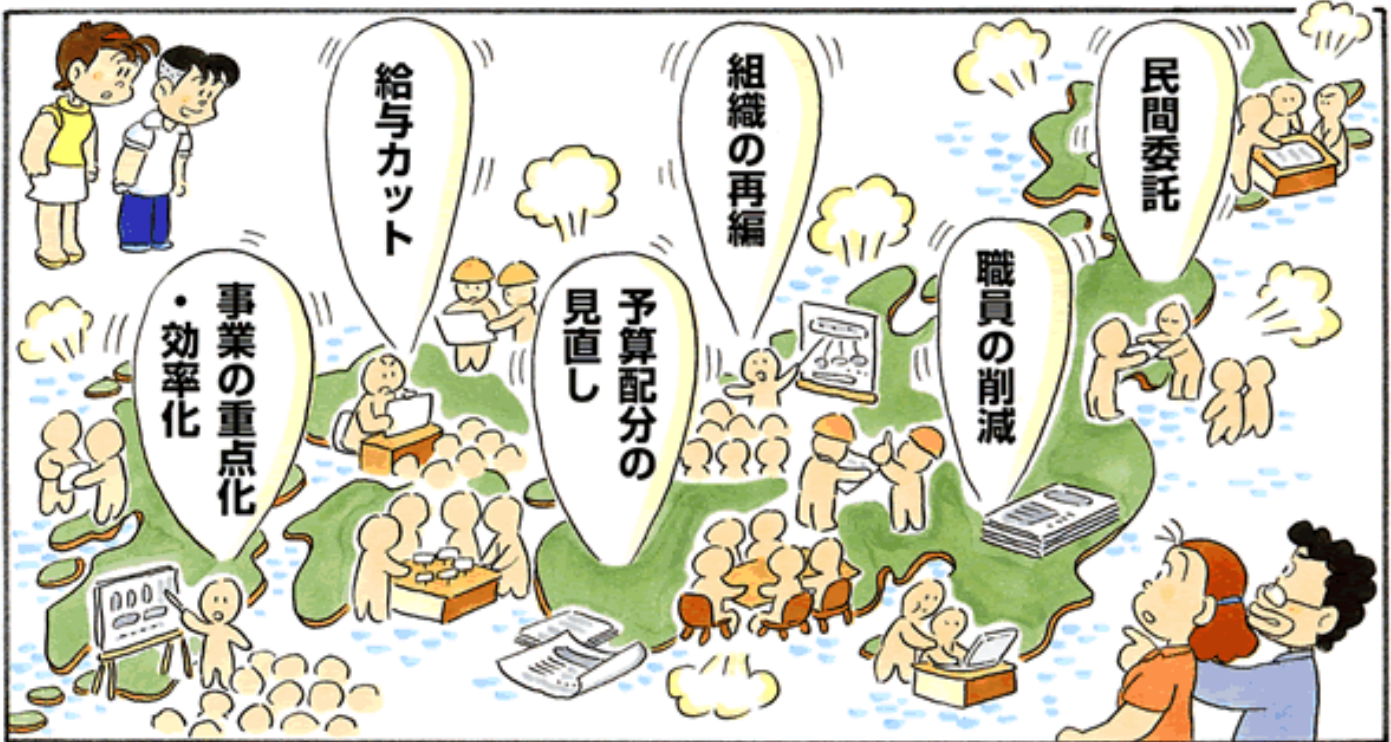
例えば 公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水などに分かれていた下水道事業をまとめて行うことができます  
(事業ごとに別々の管路や処理場を設ける必要がなくなります)

### 【事務改善の分野】

補助金の申請や会計検査等に要する膨大な手間と労力を他の業務に有効活用できます  
(都道府県だけでも、年間530万時間に及ぶ手間と125億円の人件費・旅費等が使われています)

例えば 道路改良、水道、下水などの工事を一緒にまとめて行うことができます  
(何度も同じ道路を掘り返すこともなくなります)





国と地方の役割を見直して  
地域のことは地方公共団体に任せ  
国は外交・防衛や司法、金融など  
全国的な政策に専念する

地方のことは  
われわれの  
手で…



新たな国と地方の関係をくり上げること  
で活力ある日本の社会が実現するんです

地方が元気になれば  
国全体も元気になるはずだよ

真の三位一体の改革によって  
「地方分権の時代」へ  
確実な一歩を踏み出すわけ

なんか  
頼もしい～

ね!

はい

税源の  
移譲

補助金の  
廃止と縮減

地方  
交付税の  
見直し

# 地方分権改革を進めることで、地方行政や地域社会が変わります

—地方分権と三位一体の改革を考える—

## ◆いま、地方自治体は住民本位の自主・自立の行政運営ができません

(権限面の関与・規制)

国は、法令、通知等により地方自治体の仕事に強く関与しています

(財政面の関与・規制)

地方自治体は自分達のお金以外に、国からの補助金によって行政運営をしています。補助金の使い方は国が細かく規制します

地域のことは  
地域で決めたい



権限面の関与・規制

○国は、地方の仕事の細部にまで介入し、地域の責任で仕事をすることを認めません

自主的な判断による  
政策決定ができない

みんなの声を  
もっと聞いてほしい



財政面の関与・規制

○国の決める画一的な行政メニューは、地域の実情を反映していません  
○全国一律の補助金メニューは、地域に必要なムダな支出まで押しつけます

多様化する住民の  
ニーズに対応できない

ぼくたちの将来の  
ことも考えてほしい



赤字はさらに  
膨らむばかり



## 住民本位の行政運営を確立するために、地方分権改革が必要です

- 国の権限面、財政面での地方への関与が、地方自治体の自主・自立の行政運営を妨げ、住民本位の地域づくりができていません
- 地方の自主・自立の行政運営を確立するため、権限面、財源面両方からの関与・規制を撤廃する地方分権改革、三位一体の改革を進める必要があります

### 地方分権改革とは

(権限面での改革)

- 国と地方自治体の役割分担を明確にし、国による地方自治体への介入をなくす

(財政面の改革)

- 地方自治体の自己決定を妨げ、ムダの温床となっている国の補助金を廃止する
- 国からの補助金が減った分、国税の一部を地方税に振り替える

地方分権改革により

**住民のニーズに対応した、ムダのない地方行政を確立し、  
魅力と活力のある地域社会を実現することが可能となります**

#### 社会保障の分野

例えば 保育所などを活用したデイサービス施設や民家や空き店舗を活用したグループホームなど地域の実情にあった低コストできめ細かな福祉サービスが行えます

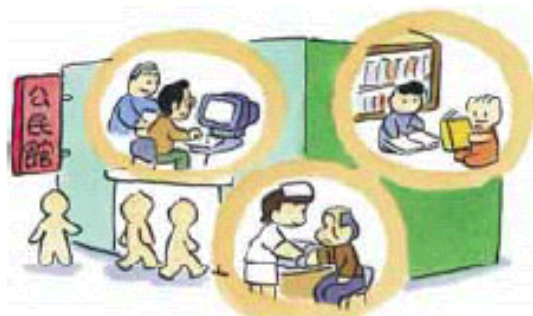
例えば 老人の介護施設について規模等の制限がなくなり特色のある施設をつくることができます



#### 教育の分野

例えば 社会教育目的でしか使えなかった公民館に地域の児童館やお年寄りのためのミニデイサービスを併設できます

例えば 少人数教育や障害のある子とそうでない子が一緒に学べる学級など、多様な教育の選択が広がります



## ◆「三位一体の改革」の基本的枠組み(平成16年度～18年度)

- 政府は、これまで、権限面でのさまざまな改革を進めてきましたが、平成16年度からは3カ年の計画で、「財政面での改革」をねらいとした「三位一体の改革」を推進しています
- 「三位一体の改革」とは、「国から地方への補助金の廃止」「国税の地方税への振り替え」「地方交付税の見直し(※)」の三つを同時に行う改革という意味です



(※) 地方交付税 本来、地方自治体固有の財源であるが、法令で義務づけられた仕事に必要な地方公共団体の財源を保障するとともに、地方自治体間の財源の不均衡を調整するため、国が地方に代わって徴収し配分している税です

## ◆平成16年度、17年度の改革は国の財政再建のみが優先

- しかし、平成16、17年度は、「三位一体の改革」が地方財政の自立を目指す改革であるにもかかわらず、国の赤字を減らすために地方への支出を減らすだけの内容になってしまいました
- 国の財政再建を一方的に地方に押しつけるだけの改革は、地方自治体の行政サービスの質と量を低下させるだけで、地域社会や住民生活にはかえってマイナスです

### 平成16年度

- 税源移譲を伴わない補助金の一方的廃止
- 三位一体の改革の名を借りた地方交付税の大幅削減

### 平成17年度

- 地方六団体の改革案を無視した補助金改革
- 進展しない地方への国の関与撤廃

# 地方分権改革を更に進め、魅力と活力のある地域社会を構築

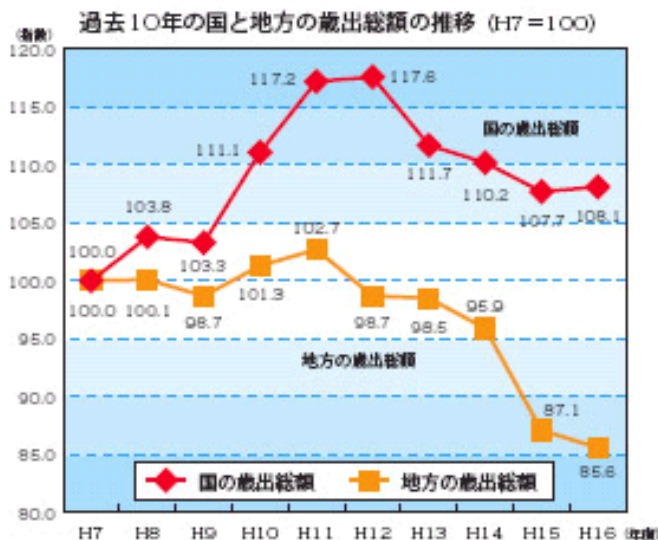
## 国民の皆様のご理解を得て、さらなる地方分権改革の展開をめざします

- 地域の自主・自立をもたらす真の地方分権改革は、豊かな国民生活の実現に不可欠なものです
- 地方分権改革は、始まったばかりです。国民の皆様のご理解と支持を得て、「三位一体の改革」にとどまらず、さらなる、地方分権改革を展開する必要があります

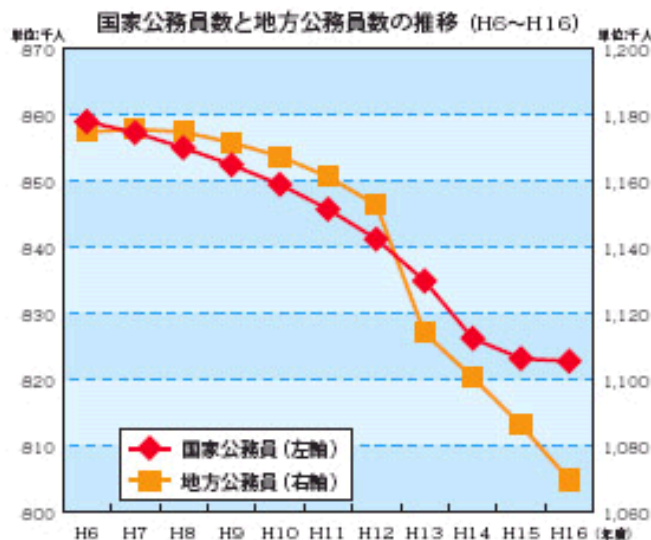


## 地方自治体も不断の努力を徹底して行っています

- 地方自治体は分権型社会の担い手として、自主・自立性を高め、自己改革を推進していきます
- 互いに切磋琢磨し、創意工夫することにより、全国各地で新たな制度や政策を創造・実行するとともに、不断の行財政改革を徹底してまいります



(注)平成14年度までは決算額、15年度及び16年度は、国は当初予算、地方は地方財政計画である



(注)平成13年度以降の国家公務員定数は、各年の定員法定数に、独立行政法人等へ移行した定数(H13:17,713人、H14:14,935人、H15:294,887人、H16:176,604人)を単純計算のうえ試算している。

地方自治確立対策協議会 全国知事会 全国都道府県議会議長会 全国市長会  
事務局 (03)5212-9134 全国市議会議長会 全国町村会 全国町村議会議長会

まんが 田代しんたろう

編集協力 ゴマブックス株式会社